



2022年2月17日

各位

会社名 荏原実業株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員兼COO 吉田 俊範  
(コード番号：6328 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員総合企画室長 大野 周司  
(TEL 03-5565-2885)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年3月24日開催予定の第83期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

#### II. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- (2) 自己株式取得の件
- (3) 取締役選任の件

##### 2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」

###### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

###### (2) 反対の理由

当社取締役の報酬は、経営理念を实践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の皆様との価値共有を進める報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては各職責

を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2021年3月開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。同制度の導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準の妥当性を検討しております。また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役を構成員の過半数とする報酬委員会を設置しており、同制度の導入についても報酬委員会での審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

以上の経緯により、現在当社取締役の報酬は、役位・職責に応じて決定される固定基本報酬と、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬から構成されています。

前述の役員報酬調査データを参考に、固定基本報酬は、求められる役割及び責任等を勘案したうえで算定しており、業績連動報酬は、年度業績を明確に表す営業利益、当期純利益に加え ROE 等の指標を業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成率等を総合的に勘案し算定しております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、前述の役員報酬調査データを参考に、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを考慮しつつ、上記目的を達するために十分でありかつ現行の取締役報酬の水準を勘案した金額として、年 35 百万円以内、譲渡制限付株式として年 19,200 株以内（株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとする。）の当社普通株式を交付することとし、2021年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額 340 百万円以内（付与株式数の上限 134,300 株）とする旨の本株主提案は、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、会社規模、営業利益水準等からステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠だと考えます。

また、本株主提案では、監査等委員である取締役も含め全ての取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、監査等委員である取締役に、取締役の業務執行を監査し取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、当社は譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## 2. 「(2) 自己株式取得の件」

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開

のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善による利益拡大を図り、企業価値の向上を目指しております。

また、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、連結配当性向 35%を目安に安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。

当社は、こうした基本方針のもと、下表のとおり株主の皆様への利益還元の改善・強化に継続的に取り組んできており、2021年12月期については、年間配当金を連結配当性向 35%を目安とした 85 円（株式分割後の基準で前期比 30 円増）とするとともに、約 10 億円の自己株式取得（自己株式を除く発行済株式総数に占める割合 3.0%）を実施いたしました。この結果、2021年12月期の総還元性向は 65.3%となっております。

今後、中長期的な企業価値向上に向けて、中期経営計画「EJ2024」にも示したとおり、中期経営計画期間に研究開発投資 25 億円から 30 億円、研究開発人員をはじめとした人材投資、重点注力分野への設備投資、M&A などの成長投資に 25 億円から 45 億円規模を充てることを計画しております。

一方で、本株主提案による自己株式取得は、2022年12月期の予想当期純利益 28 億円を超える過大な水準にあり、短期的な視点に立脚したものであると考えざるを得ず、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様利益を毀損するものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

（参考）これまでの株主還元の実績

区分	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり 年間配当金	25円	30円	30円	55円	85円
自己株式取得	-	2.7億円	-	5.7億円	10億円

（注） 1. 2021年12月期の1株当たり年間配当金については、本年3月24日開催予定の定時株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。

2. 2021年7月1日付で1：2の株式分割を実施しており、1株当たり年間配当金については2021年12月期以前も株式分割後の基準で記載しております。

### 3. 「(3) 取締役選任の件」

#### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### (2) 反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役を構成員の過半数と

する指名委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

当社が提案する取締役候補者は、新たにダイバーシティも意識した社外取締役候補者（東京証券取引所へ独立役員として届け出ることを予定しています）1名を加えた合計9名であり、高い倫理観を有していることはもちろん、いずれの取締役候補者も必要な判断力・専門性・知識を有しております。当社が提案する取締役候補者が取締役に選任されますと、独立社外取締役は新たに加わる1名を含め4名となり、9名中4名が独立社外取締役となります。

社内取締役候補者5名（監査等委員である社内取締役候補者1名を含みます）はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、生産・技術、財務・会計・IR、労務・人材開発等の知識・経験を持ち専門性を有しております。また、監査等委員である取締役候補者は5名であり、うち4名が東京証券取引所へ独立役員として届け出ている又は届け出ることを予定している社外取締役候補者となります。4名の社外取締役候補者のうち1名は経営者としての豊富な経験を有しており、2名は弁護士、1名は公認会計士として、それぞれ専門知識と企業への助言や監督の経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

当社取締役会は、こうした当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会が当社の中期経営計画「EJ2024」の達成に向けた経営の執行を監督するにあたり最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながると考えております。

一方で、本株主提案における取締役候補者は、当社株式を6.8%（自己株式を除く発行済株式総数に対する持株比率）保有されている Nippon Active Value Fund plc のインベストメントアドバイザーである Rising Sun Management Ltd の社長を務めておられ、一般株主との間の潜在的・構造的利益相反を回避する観点から、当社取締役とすることは適切ではないと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

※取締役候補者（スキル・マトリックス）

（ご参考）

取締役候補者の選任については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役が占める指名委員会の中で協議したのち、指名委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。また、当社の業務に精通し、必要な判断力・専門性・知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために、各取締役に期待される役割や保有するスキル、経験は下記スキル・マトリックスのとおりであります。

なお、独立社外取締役候補者4名の内1名は他社での経営経験を有しております。

スキル・マトリックス

氏名	専門性を発揮できる領域及び経験									社外 独立性
	企業 経営	営業 経営 戦略	生産・技術 品質 研究開発	財務・ 会計・ I R	グローバル	労務 人材開発	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	サステナビ リティ		
取締 役	鈴木 久司	●	●	●	●			●		
	吉田 俊範	●		●			●	●	●	
	石井 孝		●	●					●	
	大野 周司		●		●				●	
取締 役・ 監 査 等 委 員	小林 均		●	●				●		
	平山 正剛						●	●	●	●
	橋 昇	●	●			●	●			●
	石橋 和男				●	●	●	●		●
	清水 亜希						●	●	●	●

以上

(別紙、「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 取締役選任の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

### (1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の対象となる取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を含み、以下「対象取締役」という。)に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額3億40百万円以内、付与株式数の上限134,300株(内、社外取締役および監査等委員である取締役に対して、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限23,700株)と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

### (2) 提案の理由

貴社は、2021年3月25日開催の定時株主総会で決議された取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬額として年額総額35百万円以内を支給していますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付き株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。本制度の対象者を貴社の全取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を含む)とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の貴社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

- 2 自己株式取得の件

### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数1,220,000株、取得価額の総額金3,050,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、貴社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

- 3 取締役選任の件

### (1) 議案の要領

取締役1名を選任する。

取締役候補者は、次のとおりである。

氏名：	水落一隆（みずおちかずたか）
生年月日：	1970年3月15日生
略歴：	1997年4月 弁護士登録 1997年4月 東京青山法律事務所（現ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）入所 2018年7月 日比谷中田法律事務所入所（現任） 2020年2月 Rising Sun Management Ltd 社長（現任）
所有する貴社株式の数：	－

(2) 提案の理由

取締役候補者は、企業法務・国際法務弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、またコーポレートガバナンス、IR、資本政策に関する専門的知見も有することから、同氏の経験と見識は、貴社グループの更なる企業価値向上に資すると考えます。

以上